強化部規程

（総則）
第１条 一般社団法人日本ろうあ者卓球協会（以下当協会という）定款第３８条２項に基づく部会及び委員会規程の第１条に係る強化部について定める。

（目的）
第２条 強化部は、国際大会でのメダル獲得を目標として、強化指定選手の強化活動を行う。

（事業）
第３条 強化部は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
1）強化指定選手選考基準の策定
2）強化指定選手強化計画の策定、実施
3）強化指定選手の所属母体指導者との密なコミュニケーション
4）国際大会派遣選手選考基準の策定及び派遣
5）その他目的を達成するに必要なこと

（組織）
第４条 強化部の構成は次の通りとする。
1）部長　１名
2）監督 各１名（男子チーム監督１名、女子チーム監督１名）
3）コーチ 若干名
4）総務 若干名
5）アドバイザー 若干名
6）トレーナー 若干名

（部長）
第５条 部長の役割は、監督との密接なコミュニケーションの基に、以下の事項の実施を計る。
1）強化活動に関する全般的政策・戦略を理事会に説明する。
2）監督に適切な指導・助言を行い、強化部を統括する。
3）監督からの意見具申を受け、自ら解決を図る。但し必要に応じて理事会との調整の上、解決を図る。
4）必要に応じて、監督、コーチ間の調整を行う。
5）部長は、担当理事とする。

（監督）
第６条 監督の役割、権限を次の通りとする。
1）強化指定選手を統括する。
2）強化指定選手を選出し、理事会へ提言する。
3）国際大会へ出場選手・スタッフを選出し、理事会へ提言する。
4）強化合宿や国内・海外遠征のスケジュールを作成し、参加する選手・スタッフを選出する。なお、合宿の効果を最大限に引き出す目的で、監督の裁量で合宿毎に強化部以外のスタッフを参加させることができる。（会員、非会員を問わず。）
5）強化部の活動予算を作成し、強化部内で協議する。
6）アスリート委員会、女性スポーツ委員会、医科学委員会との連絡を密にし、同委員会の強化指定選手に対する有益情報を適切なタイミングで伝達されるよう指導・助言する。

7）強化合宿、国内・国際大会参加の日程が当協会と関連団体の事業と極力重複しないように日程調整する。
8）競技者が第６条 3)に関する当協会決定につき、仲裁の申し立てを行う場合、その申し立ては、決定の日、あるいは、ホームページ掲載の日から２週間以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。また、当協会は第６条 3）に関する当協会決定の競技会への代表選手の選定結果に関しては、２週間以内に当協会ホームページ（ http://www.jdtta.com ）に記載する。

（コーチ）
第７条 コーチの役割を次の通りとする。
1）監督を補佐する。
2）監督の要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する。
3）監督の要請があれば、強化指定選手以外の有望選手にもコーチングする。

（トレーナー）
第８条 トレーナーの役割を次の通りとする。
1）強化スタッフと連携し、強化指定選手の身体管理のサポートを行う。
2）監督及びコーチの要請を受け、強化方針等に則り積極的に活動する。
3）原則として、公認トレーナー等の有資格者とする。

（部長、監督及びコーチ、トレーナーの選出）
第９条 部長、監督及びコーチ、トレーナーの選出や任期は、理事会で決定される。
1）監督・コーチ・トレーナーは、当協会会員及び外部から選出し、委嘱する。選出にあたっては、適切な人材を厳選し、職務にふさわしい経験と能力を有する者を選ぶこととする。

（総務）
第10条 総務の役割は次の通りとする。
1）強化委員会及び監督と連携し、強化事業全般及びそれぞれの合宿や大会等のマネジメントのサポートを行う。
2）強化委員会の一員または事務局として、強化事業方針に則り積極的に活動する。
3）総務は、事務局長と兼務する場合がある。

（規程の改廃）
第11条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則
１． この規程は、平成２６年４月１日より施行する。
２． この規程は、令和１年５月１日より改正施行する。
３． この規程は、令和２年４月１４日より改正施行する。
４． この規程は、令和５年１０月８日より改正施行する。
５． この規程は、令和７年３月１６日より改正施行する。